

令和7年度 第1回

様子町地域公共交通会議

議 案



1. 日 時 令和7年5月19日(月) 午後1時30分～
2. 場 所 様子町役場 2階大会議室
3. 内 容 (1) 令和6年度さまに乗合ワゴン利用実績について
(2) その他

令和6年度 さまに乗合ワゴンの利用実績について

1. 事業内容

町内における交通空白地域の解消と、高齢者など移動手段を持たない方々の通院や買い物など、日常生活における“足”を確保するため、事前予約型の乗合ワゴンとして、令和6年5月20日から試験運行を開始。

- 運行エリア 自宅 ⇄ 所定の乗降場所
※当初は「三和医院」と「中央公民館」の2カ所。
※令和6年11月から8カ所を追加し、計10カ所に。
- 運行日 月～金曜日（土・日・祝日、年末年始は運休）
■A地区（鵜苫～朝日丘／12地区）…月・水・金
■B地区（旭～新富／7地区）…火・木
- 運賃 片道500円（小学生以下200円）
※「さまにシルバー券」が使用可能。
- 予約方法 利用日の前日午後5時までに電話で予約

（※）詳細は別紙1チラシのとおり

2. 利用者数



利用者数 合計 547人

※実利用者数 53人

▶地区別の内訳

地 区		人数	地 区		人数
A 地区 (月・水・金)	鵜苫	9	B 地区 (火・木)	岡田	2
	西様似	0		田代	0
	西町	182		新富	0
	潮見台	0		平宇	0
	港町	0		冬島	0
	本町	45		幌満	90
	会所町	3		旭	93
	栄町	41		小計	175
	大通	69	総計		547
	錦町	6			
	緑町	13			
	朝日丘	4			
	小計	372			

▶支払方法の内訳

月	人数	支払方法	
		うち引当 - 券	うち現金
5月	4	4	0
6月	14	12	2
7月	15	15	0
8月	35	35	0
9月	31	31	0
10月	55	54	1
11月	74	73	1
12月	59	58	1
1月	67	65	2
2月	99	92	7
3月	94	83	11
計	547	522 (95.4%)	25 (4.6%)

3. 利用目的（上位5つ）

目 的	回数
買い物（生協、ツルハなど）	83
入浴（アポイ山荘）	74
通院（三和医院、歯科医院）	66
デイサービス（保健センター）	21
期日前選挙、確定申告（役場）	12

4. 道路運送法に基づく輸送実績報告

前年度（4月1日から3月31日まで）の実績について、毎年5月末までに空蘭運輸支局へ報告する。

（※）別紙2「実績報告書」のとおり

さまに乗合ワゴン



令和7年度も『さまに乗合ワゴン』を実施しています！
前日の午後5時までに電話で予約いただき、片道500円でご自宅から10カ所の所定場所との移動の際にご利用いただけます。
「利用の仕方がわからない」など、お気軽にお問い合わせください！



運 行 区 間

自宅

片道だけの
利用も可能

<乗降できる場所> ※いずれか1カ所

- ①マルサン工藤商店 ②本町郵便局 ③中央公民館
- ④信金様似支店 ⑤三和医院
- ⑥生協（コープさっぽろ） ⑦様似郵便局
- ⑧ファミリー歯科 ⑨島田歯科医院 ⑩アポイ山荘

※土・日・祝日、年末年始（12/31～1/3）は運行しません。
※予約状況により、ご利用いただけない場合もありますので、予めご了承ください。

運 賃

片道 500円

（小学生以下 200円）

「さまにシルバー券」が使用できます。

予 約 先

☎ 080-9527-1668

日交ハイヤー株式会社

利用日の前日午後5時までに
電話で予約して下さい。

運 行 日

【A地区】

〔 鶺鴒、西様似、西町、潮見台、港町、本町、
会所町、栄町、大通、錦町、緑町、朝日丘 〕

にお住まいのかた ➡ **月・水・金曜日**

【B地区】

〔 旭、幌満、冬島、平宇、田代、新富、岡田 〕

にお住まいのかた ➡ **火・木曜日**

※運行時間は、裏面の「運行表」をご確認ください。

「さまに乗合ワゴン」に関して、ご意見・ご要望がございましたら、ぜひお聞かせください。

■ 様似町役場企画調整課企画係
TEL.36-2122 FAX.36-2662 ✉kikakutyouseika@samani.jp

運行表

【予約先】 080-9527-1668

※予約状況等によっては、時間が前後する場合や乗車できない場合があります。

A地区（鶉苫～朝日丘） 月 水 金

行き	停留場所	1便	2便	3便
乗車	鶉苫、西様似、西町、潮見台、港町、本町、会所町、栄町、大通、錦町、緑町、朝日丘	7:00～	9:00～	13:00～
降車	マルサン工藤商店、本町郵便局、三和医院、中央公民館、信金様似支店、生協（コープさっぽろ）、様似郵便局、ファミリー歯科、島田歯科医院、アポイ山荘	～8:00	～10:00	～14:00
帰り	停留場所	1便	2便	3便
乗車	マルサン工藤商店、本町郵便局、三和医院、中央公民館、信金様似支店、生協（コープさっぽろ）、様似郵便局、ファミリー歯科、島田歯科医院、アポイ山荘	10:00～	14:00～	16:00～
降車	朝日丘、緑町、錦町、大通、栄町、会所町、本町、港町、潮見台、西町、西様似、鶉苫	～11:00	～15:00	～17:00

B地区（旭～岡田） 火 木

行き	停留場所	1便	2便	3便
乗車	旭、幌満、冬島、平宇、田代、新富、岡田	7:35～	9:35～	13:35～
降車	マルサン工藤商店、本町郵便局、三和医院、中央公民館、信金様似支店、生協（コープさっぽろ）、様似郵便局、ファミリー歯科、島田歯科医院、アポイ山荘	～8:00	～10:00	～14:00
帰り	停留場所	1便	2便	3便
乗車	マルサン工藤商店、本町郵便局、三和医院、中央公民館、信金様似支店、生協（コープさっぽろ）、様似郵便局、ファミリー歯科、島田歯科医院、アポイ山荘	10:35～	14:00～	16:00～
降車	岡田、新富、田代、平宇、冬島、幌満、旭	～11:00	～15:00	～17:00

種別 交通空白地 福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書(6 年度)

室蘭 運輸支局 宛て

住 所 様似郡様似町大通1丁目21番地

運送者名 様似町

代表者名 様似町長 荒木 輝明
(役職名及び氏名)

電話番号 0146-36-2122

概況(令和7 年3月31日現在)

		管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国		
		様似町				
自家用有償旅客運送自動車数	寝 台 車 (両)	両(両)	両(両)	両(両)		
	車 い す 車 (両)	両(両)	両(両)	両(両)		
	兼 用 車 (両)	両(両)	両(両)	両(両)		
	回 転 シ ー ト 車 (両)	両(両)	両(両)	両(両)		
	セ ダ ン 等 (両)	1 両(0 両)	両(両)	1 両(両)		
	バ ス (両)	1 両(両)	両(両)	1 両(両)		
計 (両)		1 両(両)	両(両)	1 両(両)		
路線(キロメートル)又は運送の区域		路線 km km		km		
運送の区域		様似町				
※留意点 旧区分で運用されている団体について、 旧区分「ニ：その他」に該当する精神 障害者、知的障害者、基本チェック リスト該当者の内訳がわからない場合は、 対象者全てを新区分「ト：その他」に	福祉	新区分	(旧区分)			
		イ:身体障害者	(イ:身体障害者)	0 人	人	人
		ロ:精神障害者	(ロ:その他)欄へ記載	0 人	人	人
		ハ:知的障害者	(ハ:その他)欄へ記載	0 人	人	人
		ニ:要介護者	(ロ:要介護者)	0 人	人	人
		ホ:要支援者	(ハ:要支援者)	0 人	人	人
		ヘ:基本チェック リスト該当者	(ロ:その他)欄へ記載	0 人	人	人
		ト:その他	(ニ:その他)	0 人	人	人

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

		管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国
		様似町		
走行キロ(キロメートル)		6,703 km	km	6,703 km
輸送人員(人)又は運送回数(回)	輸送人員	547 人	人	547 人
	運送回数	462 回	回	462 回
運送収入(千円)		12 千円	千円	12 千円

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

		管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国
		様似町		
交通事故件数		0 件	件	件
重大事故件数		0 件	件	件
死者数		0 人	人	人
負傷者数		0 人	人	人

備考

- 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は当該指定都道府県等の区域内の交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
- 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
- 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。
- 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第2号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 輸送人員又は運送回数については、路線を定めて行う場合にあつては輸送人員を、運送の区域を定めて行う場合にあつては運送回数を記載すること。
- 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

様似町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 様似町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者（第1号に掲げる者を除く。）のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 町を営業区域に含むバス、タクシー事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 北海道運輸局室蘭支局長又はその指名する者
- (5) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上町長が特に必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおき、町長又はその指名する者を充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 交通会議は、審議する内容が公開することに適さないと認めるものを除き、原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、様似町企画調整課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、令和6年2月22日から施行する。

要綱第3条「構成員」関係

様似町地域公共交通会議 委員名簿

※令和7年5月19日～

	区分	職氏名
1	(第3条第1号) 町長又はその指名する者	副町長 木 下 行 宏
2	(第3条第2号) バス、タクシー事業者	ジェイ・アール北海道バス株式会社 様似営業所長 高 山 禄 英
		日交ハイヤー株式会社 専務取締役 熊 谷 勝
3	(第3条第3号) 住民又は利用者の代表	藤 田 迪 子
4	(第3条第4号) 室蘭運輸支局長又はその指名する者	室蘭運輸支局 輸送監査担当 首席運輸企画専門官 佐々木 崇 史
5	(第3条第5号) 学識経験者	様似町社会福祉協議会 事務局長 木 下 健 一
事 務 局		企画調整課長 野 里 伸 典
		企画調整課企画係長 小 西 正 人